

(別紙 3)

答申予定の文化財 3

- (1) 種別：歴史資料
- (2) 名称：西村山郡役所文書
- (3) 員数：88 冊
- (4) 所有者：山形県
- (5) 文化財の所在場所：県史資料室（総務部高等教育政策・学事文書課分室）
- (6) 概要

明治 11 年の郡区町村編成法により成立した 11 郡のうち西村山郡の郡役所で作成・受理された文書で、総点数は 88 点である。明治 11 年～明治 45 年の「地理一途」、大正 4 年～大正 11 年の「地理関係」、明治 22 年～大正 12 年の「土木一途」に加え、大正 12 年の郡役所廃止に際し文書を引き継いだ寒河江土木出張所の文書などからなる。

本県設立以来の公文書は明治 44 年の火災でその大半が灰燼に帰し、また郡役所文書は大正 15 年の郡役所廃止に伴い文書が廃棄される例が全国的に多いため、本県の近代の歩みを伝える資料として大変貴重である。

※写真は 88 冊のうち一部

